

平成 28 年度(2016 年度)第 1 回 西山田保育園民営化保護者説明会の概要

- [日 時] 平成 28 年 10 月 29 日(土) 午後 7 時～午後 9 時
- [場 所] 西山田保育園 遊戯室
- [出席者] 西山田保育園保護者 38 名 地域住民 2 名
- [事務局] 保育幼稚園室長、児童部総括参事、保育幼稚園室参事、保育幼稚園室主幹、保育幼稚園室主査、保育幼稚園室係員、西山田保育園長、西山田保育園長代理

- [内 容] 1 説明事項
- (1) 吹田市民営化保育所移管先選定委員会について
- 2 質疑

主な質疑は以下のとおりです。

- 保護者** 南保育園での協定内容は、募集要領の条件を踏まえたものですか。
- 事務局** 協定内容は、募集要領に書いてあるとおりです。公立が行っている看護師配置や給食の自園調理等の内容についてご理解いただいたうえで、社会福祉法人こばと会と協定書を締結しています。
- 保護者** 募集要領の職員配置の部分で、3 年以上の保育実務経験者を 2 分の 1 以上配置するとありますが、現状が分からないので判断がつきません。
- 事務局** 平成 26 年 3 月に西山田保育園で開催した説明会において、公立保育所は 10 年以上の経験年数がある職員が半数程度であるとお伝えしています。直近のデータでは、10 年以上が 6 割くらい、10 年未満の方が 4 割くらいとなっています。
- 今回の募集要領では、3 年以上の方を 2 分の 1 以上としています。これは私立保育所には高い経験年数の保育士があまり多くないという実情を踏まえて、選定委員会の中で決めていただいたものです。
- 保護者** 南保育園の募集要領では、吹田市で 3 年以上運営している社会福祉法人または学校法人を応募資格としていますが、西山田保育園を募集する際もこの内容になるのでしょうか、それとも吹田市以外からも募集をすることになるのでしょうか。
- 事務局** まずは吹田市内の事業者を対象にしたいと考えています。吹田市には、私立保育所と認定こども園が 29 園、私立幼稚園が 17 園あります。どの園も吹田の地域に根差しており、長年にわたって吹田の保育に貢献いただいております。また、保育所や認定こども園を運営している社会福祉法人であれば市が監査していますので、事業者のこともよく分かっています。他市の事業者では、よく分からないところがありますので、顔の見える関係である吹田の事業者にお願いする方が信頼できると考えています。
- ただ、他市の事業者を含めて公募するかどうかは、最終的には選定委員会の中で御議論いただきます。
- 保護者** 南保育園の時は移管先候補が 3 事業者であったと聞いています。この先、西山田保育

園が民営化されるまでに、いくつかの保育所民営化が計画されていますが、移管先事業者の候補がだんだん減ってくるのではないのでしょうか。募集した結果、手を挙げたのが1事業者だけだった場合は、最低限の条件さえ満たしていれば、他の事業者と比較することなくその事業者に決まってしまうのでしょうか。

事務局 南保育園では3事業者に手を挙げていただきましたが、絶対評価で採点した後に相対評価をして最終決定しています。選定の基準は全部で40項目あり、各5点で200点満点です。事業者が対象園を引き継いでいただくに相応しい提案をしているのか、安心してこれからも任せられる経営状況なのか等をしっかりと判断するために40項目にわたる項目をチェックしています。南保育園の時は、委員の過半数が6割である120点以上の点数をつけることが選定の条件でした。

吹田保育園と藤白台保育園の2園の選定委員会を11月に予定しています。その場で募集要領や審査項目の点数配分等についてもご議論いただきます。1事業者しか出なかった場合でも自動的に決めるのではなく、同じように絶対評価をして、委員の過半数が120点以上の点数をつけた場合には選定するという御提案をします。

南保育園で手を挙げた事業者が他の民営化する保育所に手を挙げてはいけないというルールはありませんので、他の園に応募する可能性もあると思います。また、1事業者が1園しか手を挙げてはいけないというルールもありません。

保護者 応募した事業者が選定されなかった場合、再度募集するのですか。

事務局 その場合には、改めて選定委員会を開催して、同じ内容で募集をするのか、他市に範囲を広げていくのか等について議論していきます。

当初は平成28年度から民営化を予定していましたが、2年間遅れたため、事業者はその間にいろいろと検討をされたと思います。もし、西山田保育園の募集を行った結果、1事業者の応募しかなくて、その事業者が一定の基準を満たしていなかった場合には、募集要領を見直すこととなります。その場合には他市に対象を広げてより高い点が取れる事業者をお願いするという提案を考えています。保育士の経験年数を下げたり、看護師の配置をやめる等の募集条件を下げることは考えていません。

保護者 協定書の拘束力はどれくらいあるのですか。

事務局 募集要領に書いてあることをしっかりと守ってもらいます。協定書の内容が履行されず、こちらから指導しても改まらない場合には、協定を解除することも明文化しています。

保護者 移管時に協定内容が守られていれば良いのですか。移管後のことについてはどうなりますか。

事務局 協定内容は、基本的には移管時に守っていただくことと考えています。その後については、保護者の方と色々な議論をしていただく中で変わっていく内容もあると思います。

保護者 募集要領の条件は、民間にとって厳しい内容だと思います。この条件で現実的な経営が

成り立つかどうかについては、民間の事業者が行うことなので、民間の事業者にお任せするということでしょうか。

事務局 移管後は私立保育所として、支払われる運営費の中で園を運営していただきます。将来的には民間として主体的な運営を行っていきますので、ある程度変更される部分が出てくるかと思いますが、最低でも三者懇談会をしている5年間は、保護者の方に大きく不利益になる方向へ変更されることはないと思います。

保護者 「ないと思います」では困ります。「ないようにします」と言い切ってもらわないと困ります。先ほどの質問に対する答えでもそうですが「思います」だと、どちらに転んでもいいですと言っているように思います。

事務局 民営化に伴うQ&Aにも書いてありますが、民間での運営が主体になりますので、民間事業者の判断として、様々な提案の中で変わっていくことがあると思います。公立のコピーを作るわけではありません。民間のノウハウを生かすことで民営化の良い部分を引き出していきたいです。

保護者の方の利益にかかわる変更点については、三者懇談会で話し合いますので、保護者の納得なしに変わることはないと思います。

保護者 保護者がノーと言えば変わることはないということですか。

事務局 現行をそのまま引き継いでいただくお約束ですので、保護者の方に不利益になるようなことは想定していません。

保護者 公立保育所とほぼ同一内容で民営化した後、移管先となった事業者が何か新しい提案をされても保護者の了承が得られなければ実施できないというのでは、良い方向での変更しかできなくなります。例えば保育料を上げたいとなっても、保護者が全員反対をしたら当然上げることはできませんが、それで運営は可能ですか。

事務局 公立と同じように運営することができないようなことがある場合には、保護者の方にきちんと説明をしていただきます。少なくとも、現在公立の状態で入園された方が卒園されるまでの5年間は変わらないと思います。

保護者 その後、新たに入って来られる保育所の子どもたちにとって、変わることは仕方がないのですか。

事務局 今、西山田保育園に在園している方は、変わる可能性があるというお約束無しで入っていただいておりますので、民営化後も変わらないと考えています。新たに入る方に対しては、変わることにきちんと説明させていただいたうえで入っていただきます。今の私立保育所に入るときと同じです。

保護者 市はどの程度関わっていくのですか。

事務局 現在入所されている方が、民営化後に不利益とならないように三者懇談会の場で協議をしていきますが、新たに入所される方については、事業者の説明をしていただきたいと思います。

保護者 民営化に伴うQ&Aでは、万が一事故が発生した場合には指導を行うと記載されてい

ますが、市の責任の記載は一切ありません。指導だけで終わってしまうのですか。

事務局 非常に劣悪な状態にあるため、指導を行っているような私立保育所や私立幼稚園、認定こども園は吹田市にはないと思っていますので、そのような事業者に担っていただければ、現在と同じような条件で運営していただけたらと考えています。

保護者 合同保育と引継ぎ保育の期間は、民営化の対象となっている5園共通のものになるのでしょうか。前後1年ずつあると書いていますが、各クラス担任になる保育士の合同保育期間は3か月間で、引継ぎ保育に入ると定期的に園を訪問するのみです。毎日しっかりと保育しながら引継ぎをする期間は3か月しかありません。子どもからすると3か月で多くの保育士が入れ替わってしまうことになり、環境の変化も大きいと思います。西山田保育園の時に、期間を変更することは可能でしょうか。

事務局 合同保育と引継ぎ保育の期間につきましては、他市がこれまで民営化した際の実績の検証や、お話をお伺いして参考にしています。この近辺では茨木市や箕面市、また同規模の自治体である寝屋川市や枚方市でも、民営化についてお話を伺いましたが、3か月程度の合同保育期間になっています。その後の検証もされていますが、特に大きな混乱が起きたということもありませんので、3か月というのが妥当な期間であると思っています。

ただ、様々な不安の声もありますので、主任予定者と保育士代表の2人に1年間来ていただいて、保育所の運営内容を後から来られる方にしっかりと引き継いでいただくという役割を担っていただこうと思っています。2人の保育士が1年間、各担任が3か月、さらに看護師や調理員も3か月としています。この期間については、南保育園の選定委員会でもご理解をいただいたところですので、今後の選定委員会で様々な御議論をいただきますが、西山田保育園を含めた他の民営化園の目安と考えています。

また、移管後の引継ぎ保育については、元園長が1年間保育の確認のために園を訪れるということにもなっており、乳児担当については6か月、幼児担当については3か月の期間をとり、しっかりと引き継いでいきます。この部分は他市の民営化よりも手厚くしているということを御理解いただきたいと思います。

保護者 保育士の構成についてです。10年以上の経験を持つ方が60%、10年未満が40%という現状から、3年以上の方が2分の1以上になるといことになります。長い目で見ると、大きく保育の質が落ちるといことはないと思いますが、変わる時点では質の低下が起きざるを得ないのではないかと感じています。そういった中で、実際に担任となる期間が3か月しかないというのは、保護者として不安があります。私の子どもは、民営化された時には5歳で、卒園の年になります。他の年齢の園児よりも慣れる期間が少ないまま終わってしまうことになるので、その点に関して不安を感じています。保育士代表の方は1年間来ていただけるというお話でしたが、資料には9か月と書いています。1年間来ていただけるのでしょうか。不安なので検討の余地があるのかお聞きしたいです。

事務局 どのくらいの期間にするのかという判断は、民営化の実績がある他市事例を参考にしています。他市では3か月程度で民営化が円滑に進んだこと、そして合同保育を行っていただくために市から費用の負担をすること。そういったことを考えると、3か月程度が民営化の合同保育の期間としては妥当な期間と考えています。合同保育を行うにあたって、現場の保育士や事務職員はもちろんですが、来られる事業者の保育士や看護師、調理員も含めて、3か月間しっかりと引き継いで保護者の皆さんの不安にしっかりと応える努力をして行く必要があると思っています。

5歳児は最後の1年になりますので、4歳から5歳に担任が持ち上がらないのは不安材料であるという御意見でした。そういった部分も含めて事業者を理解していただき、引き継いでほしいと思っています。9か月の部分については、担任予定である保育士代表は9か月ですが、その後の3か月間は各クラス担任予定者6名のうちの1名になります。結果的に、担任者予定者である保育士代表は9か月プラス3か月の12か月来ることとなります。事業者の考えもあるのでお約束は出来ませんが、4歳から5歳に上がる部分に連続性を求められるのであれば、この方が次の5歳児の担任になっていただくようお願いをしていけば良いのではないかと思います。

保護者 他市での実績を見て、3か月が妥当な期間と判断されているとのことですが、この園に安心して預けることができているというのは、ここにおられる「人」というところが大きいと思っています。公立かどうかというよりは、保育を行っている人を信頼して預けている部分が大きいというのが保護者の実感です。

どの事業者になるかとか、何年くらいの経験年数の方が来るのか等が分かってからの話になると思いますが、3か月では来られた方がその組織に慣れるための期間になってしまうと思います。コミュニケーションを取るための3か月にはならないと思うので、事業者が決まり、パートやアルバイトの方がどれくらい残って、どのくらいの人が変わるのかが分かった時点で、もう一度検討していただきたいです。

事務局 この募集要領は、視察を繰り返し行いながら案を作成したのですが、合同保育や引継ぎ保育については、現場の人間しか判断できない部分ですので、園長クラスの保育士が議論を重ねて作っています。現場の声を反映したものですので、この期間でも大丈夫と考えています。

保護者 6人のベテランを含めた保育士や看護師を新しい保育所に配置するということですが、実際には大変なことだと思います。具体的な引継ぎのイメージがつかめません。主任予定者やクラス担任の6名の保育士は毎日ずっと来てくれるのか、1日1時間程度なのか。引継ぎ保育で元園長が通年で来るというのは他の園の園長をしながらなのか、来られる保育士はどうなのか。また、吹田市がこの人たちの人件費を出すと言われましたが、ここはまだ吹田市の保育所ではないのでしょうか。

事務局 事業者は、自分の運営している園から人を連れてくるという形になると思いますが、看護師については、本園で採用している方を連れてくるのは難しいので、新しく採用さ

れると思います。

元園長は、他の園の園長になると民営化園に来ることがほとんど不可能になってしまうので、保育幼稚園室の職員として本庁に配置され、日々園に顔を出すかたちになります。保育士も同様で、異動して他園に在籍する保育士になりますが、そこで通常の仕事をしてしまうと民営化園に来ることが出来なくなってしまいます。他園での在籍にはなりますが、民営化園に来ることがメインになります。その間はアルバイト等を配置して在籍する園の穴埋めをする予定です。事業者がしっかりと保育を適切に行っていることが確認できれば8時間もいる必要はなく、徐々に任せていくことになると思います。看護師や用務員も同じです。

合同保育の費用については、来られる方は事業者の職員ですので、職員の給与は事業者が出します。しかし、合同保育を実施していただく間の職員の人件費を補助する予定です。

保護者 選定委員会の構成メンバーは、保護者2人を含めた9人になっています。その2人の保護者は、すべての保護者や園児の思いを受けて委員会に参加することになり、責任や負担はとても大きいと思います。

委員会の審査については、過半数の委員が120点以上をつければ、一つの事業者しか応募がなくても選定すると言われていました。9人中7人が120点以上をつければ、2人の保護者がつけていなくても選定するということですよね。働きながら平日の委員会に出席して、募集要領や審査基準の検討を行ったりするのは、自分には無理だと感じました。とても大きな責任を背負いながら選定委員会に出席していく中で、色々なことについて妥協したり犠牲にしていくことになると思います。非公開を公開に変えたり、保護者委員の人数をもう少し増やしたりしながら、負担軽減を考えていただきたいです。

事務局 今回の説明会もそうですが、保育所の民営化によって様々な御負担をかけていることは十分承知しております。しかし、民営化を行い、事業者を決めて行くにあたって保護者の思いを伝えるために、保護者の方に入っていただくことは必要だと考えています。また、保護者委員が1人では責任も重く、不安になられることもあると思いますので2人にしています。民営化を進めるにあたっては、現在の西山田保育園で行っていることを引き継ぐだけでなく、事業者がしっかりと園を運営していくということが出来るかという判断も必要になってきます。保育の理念や実践経験、財務状況等もしっかりと審査したうえで決めないといけませんので、様々な立場の方に入っていただいています。こういった立場の方が委員になっていればこそ、将来にわたって安定した保育所運営を行っていただけると考えていますので、保護者の方にもしっかりと理解していただけるように事務局はサポートしていきます。

南保育園の時にも色々なサポートをさせていただきました。保護者委員の方は時間の制約もありましたし、難しい判断を迫られたこともあります。先ほど言われたように保護者の思いを背負って出て来られていますので、しっかりとサポートさせていただきました。

いと思っています。公開・非公開の扱いにつきましても様々なご議論がありました。保護者代表委員がこの方ですと分かると様々な軋轢が生まれてきて、民営化後も負担が大きいことから非公開にしてほしいと言われました。公開・非公開については今後の選定委員会の中で、あらためて議論いただいて決定することになります。

委員会については非公開でしたが、議事要旨はホームページで公開しています。選定委員会は5回開催しましたが、園の訪問を行った第4回以外の委員会での議論の中身は議事要旨を読んでもいただければ分かると思います。保護者委員の方がしっかりと意見を述べる時間を設けておりましたし、その思いを他の委員さんもしっかりと受け止めていただいていると思っています。委員名については非公開ですので、どなたが発言されたかは分からない状態にしています。保護者委員の負担軽減を図るため、保護者の方が孤立したり迷われたりすることがないように事務局としてしっかりサポートさせていただき、他の委員さんと意見交換をしていただきながら選定委員会を進めたいと思っています。

保護者 吹田市の保育水準が全国的にみても高いと言われているのは、なぜかということです。公立保育所が果たしてきた役割が大きいと思っています。公立の保育水準があって、私立保育所もそれについていく形で水準を高め合い、吹田市全体の保育水準が今の位置にあると思っています。これからいくつかの公立保育所を民営化して、公立が減ることによって、吹田市全体の保育所や子育て支援施設の水準がどうなっていくのか。この点については、市として、また担当部局としてどう思っているのか教えてください。

また、民営化が進むなかで、保育水準を維持したり高めていくための方策について吹田市としてどのように考えているのかお聞きしたいです。

事務局 保育の水準についてひとこと言うのは難しいですが、ひとつ言えるのであれば子どもの発達保障です。お子さんを預かって生きていく力の基礎を付けられるかどうかというところです。現在の公立保育所と私立保育所の大きな違いとして、障がい児の受け入れ人数があります。公立は保健センターや子ども発達支援センターなど機関連携の強みがあるため、配慮が必要なお子さんは公立が多いという特徴があります。その結果、障がい児保育のスキルも蓄積していき、それが公立の強みとなります。そういった役割分担を公立と私立で行ってきました。例えば、程度にもよりますが配慮が必要なお子さんに保育士が一对一で付く必要があるとします。通常は、2歳児の場合は保育士1人で6人の子どもを受け入れることができますが、この場合は1人しか受け入れることができません。このような場合はその子を公立が受け入れて、私立が6人を受け入れてください、という役割分担をしてきました。

ただ、公立私立関係なく自宅に一番近い園に入りたいというのが保護者の一番多い意見です。配慮が必要なお子さんがいる家庭が、自宅に一番近い保育所は私立だけでも保育のスキルがないから入れないということであれば、市全体から考えると保育の質が低いということになると思います。そういった部分を改善すべく、現在は保育のスキル

を持つ保育士が私立保育所を巡回して相談に乗りながら、スキルの向上を図っています。この巡回相談によって体制を強化していています。

また、配慮が必要なお子さんに保育士を付けるのにはお金が必要ですので、金銭的な支援を手厚くしています。こういった人的面と金銭面を行政としてサポートすることで吹田市全体の底上げにつなげていきたいと思っています。

障がい児については一例ですが、その他にも病児保育室を多く作るなど、全地域の保育の水準を上げていくことも行政主導でやっていく必要があると思います。

保育内容は、厚生労働省から出されている「保育所保育指針」によって決められています。どの園もこの指針に基づいて保育を行っていますので、それに反することがあれば指導監査の対象となります。指導監査は立ち入り検査もありますし、最終的には閉鎖命令もある厳しいものです。

繰り返しになりますが、どこに住んでいるどのお子さんでも、家から一番近い保育所に入って同じ水準の保育を受けることができる、そのような保育の基盤を作っていきたいと考えています。

保護者 移管先に決定した事業者が、募集要領に定める基準を満たす職員を揃えることができなかった場合はどうされますか。

事務局 基本的には、募集要領の条件を満たすことができる事業者に手を挙げていただくという前提があります。仮に、基準を満たされていない場合には、その改善策をきちんと示していただくことが必要となります。改善策が示されないのであれば、その事業者への移管を進めていくことはありません。そういった不測の事態が発生することのないように事業者を決めてから移管まで約2年間の期間を設けています。事業者が決まってからの三者懇談会で、保護者との協議を行いながら準備をしていきます。1年前から主任保育士と保育士代表を、そして3か月前からはクラス担任保育士も出していただき、パート・アルバイト職員への雇用を働きかけもしていただきます。基準を満たす職員を揃えることができないということが起こらないように様々な手筈を取って行きますし、もしも、事業者が辞退するということになれば、あらためて事業者を選定することになります。

保護者 事業者からの応募がなかった場合には再募集を行うとのことですが、その場合にはスケジュールがタイトになってきますし、後から応募した事業者に対して不安な気持ちもあります。このスケジュールを1年や2年程度延期することは考えていますか。

また、保護者委員の人数を3名にすることはお願いできますか。

事務局 スケジュールを考える際に、移管前の合同保育を1年間行うことが必須条件となります。当然それまでに事業者が決まっていけないといけませんし、実施計画のなかで移管実施日の1年半前までに事業者を決めることにしています。4月に移管を行うのであれば、前年の10月時点で事業者が決まっていけないと、1年半の期間が取れず、本来の計画と異なることとなりますので、その場合は民営化の時期を後ろに動かさざるを得ないと考

えています。事業者の決定時期が一定の時期よりも遅くなれば、移管の時期も遅れていくということになります。

保育所民営化に限らず、様々な審議会で事業者の選定を行っていますが、委員の構成については、基本的に市が主体となって決めることになります。保育所を民営化するにあたって、保護者の代表に入ってもらうことが大事なことで考えておりますので、選定委員の構成員としています。保護者委員の人数については、どれくらいの人数が良いのか検討させていただきました。1名では保護者の負担があまりにも大きくなりますので、保護者委員は9名中2名という考えで進めております。

保護者 保育所の民営化に納得するかしないか以前に、内容をまだよく分かっておられない保護者も多いと思います。もう一度本年度中に説明会を開催していただけないでしょうか。

事務局 保護者会の会長と相談して日程調整をさせていただきます

保護者 看護師や調理師の引継ぎ期間は1月から3月の3か月間とのことでした。保護者としては、けがや病気に対する心配があっても、看護師がいることによって、安心して預けることができます。現在事業者の園で働いている看護師を配置することは難しいので新しい看護師を採用するだろうとのことでしたが、新しく採用された方が3か月で引き継ぐのは無理ではないかと思っています。保育所での看護師の役割というのは、病院などでの看護師の役割とは全然違うのではないのでしょうか。

今の看護師の先生は、普段の様子を分かっただけで子ども達のことを見てくださっており、兄弟のことも把握しています。3か月の引継ぎでは無理だと思います。子どものことを深く知ったり、保育所における看護師の仕事を知るための3か月ではなく、自分自身が慣れることで精一杯の3か月になってしまうのではないかと思います。そういう点をサポートしていくのですが、実際には難しいのではないのでしょうか。看護師の引継ぎ期間を延ばすことはできませんか。

事務局 今年度、公立保育所でも看護師の採用を行い、4月から千三保育園に配置しました。その看護師は今まで病棟で働いていましたが、今は保育所の看護師として働いております。合同保育の期間については、どの程度の引継ぎ期間があれば可能かを看護師などで考えてもらってこの結論に至っています。ただ、お子さん一人ひとりのことを本当に把握するには長い期間が必要とは思っていますので、子どもたちの成長をしっかり見守っていきたいと考えています。

事務局 本日は遅い時間まで御参加いただき、ありがとうございました。